

1 人権施策に関する動向

① 人権に関する国際的な状況

- ・昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(以下「国連」という。)総会において「世界人権宣言」が採択
- ・昭和40(1965)年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」
- ・昭和54(1979)年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」
- ・平成元(1989)年「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの諸条約の採択

上記の各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的に広がってきた。

また、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られている。

- ・平成6(1994)年「人権教育のための国連10年」の国連決議
- ・平成16(2004)年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承
- 第一段階(平成17(2005)年～5年間):初等・中等学校制度における人権教育の推進
- 第二段階(平成22(2010)年～5年間):高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進
- 第三段階(平成27(2015)年～5年間):メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進期間中

② 国の取り組み

- ・「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、平成9年7月に、人権教育に関する国内行動計画を策定
- ・平成14(2002)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定。

主な人権関係法の整備や改正

- ・平成17(2005)年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定
- ・平成19(2007)年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正(「改正DV法」)
- ・平成20(2008)年4月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」による法律改正
- ・平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定
- ・平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の制定
- ・同年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

③ 県の取り組み

- ・平成16(2004)年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定
- ・平成20(2008)年2月に「人権教育の推進についての基本方針」を作成

④ 生駒市の取り組み

- ・平成6(1994)年3月に「生駒市人権擁護に関する条例」を策定
- ・平成17(2005)年12月に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定

2 基本計画策定の趣旨

① 基本的人権の尊重

- ・日本国憲法では、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障。
- ・「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利。

② 現状および課題

- ・国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への偏見や差別などが社会問題化している。
- 近年では、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じている。
- ・人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり発生している。

③ 方針

- ・人権問題は、人々の偏見や差別意識等より発生するものであり、人権教育及び人権啓発の推進が必要。
- ・急激に変化する社会的背景や国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定する。

3 基本計画の性格

- ・人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ・国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画(見直中)」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させる。
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に対応する計画と位置付ける。
- ・本市の上位計画である「生駒市総合計画(見直中)」との整合性を図る。
- ・本計画の期間は、平成31年度から平成40年度までの10か年とする。
- ・人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野ごとに成果目標を設定する。

4 計画の基本理念

「多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」

- ・生駒市人権施策に関する基本計画(現行計画)では、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことを目指してきた。
- 本計画では、現行計画の基本的な考え方は踏襲しながら、以下の3つの視点を踏まえ、人権尊重のまちづくりを目指します。

- ・毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施しており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚を目指す。
- ・効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行う。
- ・「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進する。

5 計画の体系

① 人権施策の推進方向

- ・人権教育・啓発の推進(学校教育、社会教育)
- 追加検討 家庭教育、地域での交流促進(高齢者、障がい者、子ども、外国人など)、企業に対する啓発(パワハラ、マタハラなど)
- ・相談・支援の充実
- 追加検討 相談体制の充実(総合相談体制、人材の育成・確保)
- ・ボランティア活動への支援

② 分野別人権施策の推進

- ・女性
- ・子ども
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・同和問題
- ・在日外国人
- ・犯罪被害者とその家族
- ・インターネット等による人権侵害
- ・LGBTなどの性的少数者
- ・さまざまな人権問題